⑤ 特別管理産業廃棄物等の処理等

1 施工調査 [解5.1.3]

分析調査を行う特別管理管理産業廃棄物の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

2 特別管理産業廃棄物の処分 [解5.4.1]

特別管理産業廃棄物の種類	処理施設の名称等	所在地等
・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

3 ＰＣＢを含む機器類 [解5.4.3]

引渡しを要する機器類
- ・
- ・

注）照明器具安定器にＰＣＢが使用されている場合は、安定器を本体より分離して金属箱に収納し、表示を付して建物管理者に引き渡す（報告書共）こと。

4 ＰＣＢ含有シーリング材 [解5.4.4]

ＰＣＢ含有分析調査
- ・第一次判定
  - 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
  - 採取箇所数：計（　　）箇所
  - 採取箇所：※図示（図面（　　　　　　）による）
- ・第二次判定
  - 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。
  - 分析個数：計（　　）箇所

撤去方法
- ・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）」による。
- ・

撤去範囲
- ・図示（図面（　　　　　　）による）・

⑤特殊な建設副産物の回収及び処分 [解5.4.1]

回収又は処分を行う特	対象機器名称	回収業者又は処分場の名称等	保管場所・処分場の所在地等
[✓ フロン]	[✓ 空調機]	・	・
・ハロン	・	・	・
・ｲｵﾝ化式感知器	・	・	・
・六ふっ化硫黄（ＳＦ６）ガス	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

[✓ 関係法令に従い回収した後、監督職員に報告書を提出すること。]

⑥ アスベスト含有建材の除去等

①適用 [改9.1.1]

アスベスト含有建材の除去等については、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年度版）」「９章　環境配慮改修工事」「１節　アスベスト含有建材の処理工事」による。

②施工調査

分析によるアスベスト含有建材の調査　[✓ 行う]　・行わない　[改9.1.1]

分析方法
- [✓ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。]
- [✓ 含有の場合、設計変更対象とする。]

分析方法結果については監督職員に報告すること。　（箇所あたり３試料）

材料名	定性分析（箇所数）	定量分析（箇所数）
[✓ 壁、天井　ＰＢ　t=9 貼り]	・　1	・
[✓ 天井化粧　ＰＢ　t=9 貼り]	・　1	・
[✓ 軒天 ケイカル板]	・　1	・
[✓ 屋根 カラーベスト葺き]	・　1	・
[✓ 床　Ｐタイル貼り]	・　1	・

採取箇所　・図示　・

3 アスベスト粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　[改9.1.1]

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計（　　）点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計（　　）点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計（　　）点
・	測定４		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/sec以下の位置 ・計（　　）点
・	測定５		処理作業室外（敷地境界）	・計（　　）点
・	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計（　　）点
・	測定７	処理作業後シート	処理作業室内	・計（　　）点
・	測定８	撤去後１週間以降	調査対象室外部の付近	・計（　　）点

測定方法

	測定３	測定１、２、４、６、７、８	測定５
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀ直径（mm）	２５	２５	４７
試料の吸引流量（L/min）	・１　・	・５　・	・10　・
試料の吸引時間（min）	・５　・	・120　・	・240　・

4 アスベスト含有吹付け材の除去

・アスベスト含有吹付け材の除去　[改9.1.3]
- 除去対象範囲　・図示
- 除去工法　・（9.1.3）（b）（i）～（iv）による　・
- 除去したアスベスト含有吹付け材の処理
  - ・密封処理
  - ・セメント固化　除去したアスベスト含有吹付材の溶融固化
    - ・無　・有り（場所：　　　　　　　）

5 アスベスト含有保温材等の除去

除去対象範囲　・図示（図面（　　　　　　）による）　[改9.1.4]
作業場の隔離　・行う

⑥アスベスト含有成形板の除去

除去対象範囲　・図示（図面〔立面図　断面詳細図 〕による）　[改9.1.5]
[✓ 外装材　防火サイディング　t=12]

[✓ 除去工法]　[✓ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。] [改9.1.5]

[✓ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で行うこと。]

[✓ 除去物については、粉塵の飛散防止に努め、特に破砕されたアスベスト含有成形版については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。]

⑦石綿作業主任者

[✓ 石綿障害予防規則　第19条に基づく、「石綿作業主任者」を選任すること。]

① 共通事項

⑫完成時の提出書類

[✓ 完成図（施工図、施工計画書を除く）]
- ・新規に作成　[✓ 既存完成図を修正]
  - 記載内容は監督職員と協議する。
  - 完成図ＣＡＤデータ（ＣＤ－Ｒ）
- ・保全に関する資料
- ・施工図
- ・施工計画書

本工事に係る施工図及び施工計画書の著作者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。
製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

13 設計ＧＬ

※設計ＧＬ＝ＢＭ＋　　　mm（現状地盤高は図示）

⑭騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

15 設備工事との取り合い

本工事の施工範囲
- 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強
- 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
- 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
- 駆動装置が電動による建具等の２次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
設備機器の位置、取合いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。

⑯工事写真

工事写真の撮り方/建築、及び同/建築設備（建設大臣官房官庁営繕部監修）び従い撮影する。　　提出部数　1　部

⑰完成写真

撮影箇所数　外観4面各室2面程度
本完成写真の著作者の権利は、発注者に委譲するものとする。
提出内容
- ・電子データ　１部
  - 画素：長辺で2880ＰＩＸ以上
  - 記録方式：ＲＧＢ（フルカラー）、ＪＰＥＧ最高画質
  - 記録媒体：ＣＤ－Ｒ（ＩＳＯ）
- [✓ カラープリント　キャビネ版（　1　）部]
  - アルバム（大きさ335mm×290mm程度）　[✓ 無し]　・有り

⑱事故報告

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。

⑲養生その他

工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならい補修する。

20 消防提出書類

- ・消火器の設置届については、電気及び機械設備について設置届が不要な場合は、建築にて設置届を提出するものとする。
- ・防火対象物使用開始届については書類作成（建築図面の用意及び建築に関する部分の記述）を行うこと。

㉑官公署その他への届出手続等

[✓ 工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他への必要な届出手続き等を延滞なく行うこととし、その費用は受注者の負担とする。]

㉒主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間

[✓ 現場施工に着手するまでのの期間]
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

[✓ 検査終了後の期間]
検査完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日とする。

② 仮設工事

①足場 [2.2.4]

足場を設ける場合、[2.2.4]（b）によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」（厚生労働省　平成21年４月「手すり先行工法に関するガイドライン」について（別紙１））における２の（２）手すり据置方式、又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと。

②監督職員事務所

・設ける　[✓ 設けない]　[2.3.1]

規模（ｍ２程度）　・１０　・２０　※３５　・６５　・１００

3 監督職員事務所の備品等

備品等の設置

種類	机・いす	書棚	黒板・白浜	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ﾛｯｶｰ
数量	足	着	個	個	個
種類	消火器	掃除具	請負者加入電話・FAX	ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ	冷暖房機器
数量	個	個	台	台	台

④仮設便所

構内既存の施設　[✓ 利用できない]　・利用できる

⑤工事用水

構内既存の施設　[✓ 利用できない]　・利用できる（　・有償　・無償　）

⑥工事電力

構内既存の施設　[✓ 利用できない]　・利用できる（　・有償　・無償　）

③ その他工事

①その他

- [✓ 給水設備工事については、志摩市水道事業給水条例第８条に規定する者が行うこと。]
- [✓ 排水設備工事については、志摩市下水道条例第６条に規定する者が行うこと。]
- [✓ 建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。]
- [✓ 建物基礎については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。]
- [✓ 設備機器については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。]
  （ 厨房機器等の処分費には残存油等処分費を含む ）
- [✓ 備品・生活用品等については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。]
- [✓ 埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。]
  （ 設計図に明示された埋設構造物が不存在の場合は設計変更対象とする ）
- [✓ 常時、交通整理のための誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。]
- [✓ 新たに外構施設を設置する場合、位置について監督職員と協議する。]
- [✓ 上記各項目について、着手前に監督職員と協議し、承諾を受けること。]

【特記事項】

西沢建築設計事務所
一級建築士　No. 117422　西沢 雅彦

平成３０年度　歴史民俗資料館　磯部収蔵庫解体工事

建築解体工事特記仕様書（２）